

平成28年 1月29日 (金)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので 平成28年 第1回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 29番 花木委員、32番平塚委員、36番松本委員が、欠席です。 委員総数36名中33名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。33番 高橋委員、34番坂本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号1号 土地の所在は、XXXXXXXXXX、地目は田、面積はXXXXXX㎡です。渡人は、XXXXXXXXXXさん、受人は、XXXXXXXXXXさんです。申請理由は、渡人が耕作に効率の悪い位置に農地があるため効率よく農地を耕作できるXXXXXXXXXXに譲りたいということと、XXXXXXXXXXは、経営規模を拡大したいということです。贈与による所有権移転です。</p>
議 長	<p>それでは、ここで担当農業委員からの説明をお願いします。</p>
27番黒木委員	<p>申請番号1号について説明申し上げます。XXXXXXXXXXは、ご高齢で所有の農地が、利便性が悪いために管理できず、効率よく耕作できる山下さんに贈与による所有権移転を行いたいということで問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p>

	<p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第1号は、承認されました。</p>
議 長	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農地法第4条の規定による許可申請について申請番号1号についてご説明します。 所在地は、 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXX ㎡の畑です。申請人は、 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX さんです。本人が、経営する XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXX などを置く資材置場兼駐車場用地として使用したいとの転用申請です。なおこの農地は、第3種農地です。
18徳部委員	XXXX さん本人の経営する有限会社 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX の近くで、周りは宅地に囲まれた畑です。資材置場と作業車両等の駐車場として使用したいということで何ら問題ないと思われま
議 長	す。 それでは、申請番号1号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありませんか。 <p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第2号は、承認されました。</p>
議 長	次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局

まず、申請番号1号 所在地は、
番地と 番地の2筆の畑で面積は、2筆で m^2 で
す。渡人は、 受人は、
 んです。申請地及び隣接地を使用して、
 ため
の転用です。
 による所有権移転です。この申請地は第2種農
地です。

次に、申請番号2号です。申請地は、
 の畑です。渡人は、
 さん、受人は、 です。持ち家の無い さんが
 の住宅
を新築するための転用です。この土地は、第2種農地です。

つづいて、申請番号3号 申請地は、
 一
 です。渡人は、 さん
受人は、 です。
 が、申請地を購入し、平屋建て建築面積 m^2 の住宅を
新築する転用申請です。

申請地は、その他第2種農地です。

次に、申請番号4号 申請地
 m^2 の田です。渡人は、
、受人は、
 です。 として既
に使用されています。追認による始末書が添付されています。
 されたものと考えられます。売買による所有権移
転で第2種農地です。

最後に、申請番号5号 所在地は、
番地と同日 の2筆の田で面積は、 m^2 です。渡人
は、
 さん 受人は、
 借による転用申請です。この申請地は、その他第3種農地です。

議 長

それでは、それぞれ担当農業委員からの説明をお願いします。

16花本委員

申請番号1号について説明します。

	<p>が、申請地と隣接地を使用して、を建設するもので、隣地地元の同意も得ているので問題ありません。</p>
2 2 臼井委員	<p>申請番号 2 号について説明します。 事務局の説明どおり、家を建てるもので、何ら問題ないと思われま</p>
3 0 金澤委員	<p>申請番号 3 号について説明します。 に住んでおり、当地を購入し平屋を新築するもので、問題ありません。</p>
2 1 松尾委員	<p>申請番号 4 号について説明します。 すでに、れている 追認事項であるため始末書も出されているということです。</p>
3 7 秋國議長	<p>申請番号 5 号について、説明します。 するとい</p>
議 長	<p>それでは、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 号から 5 号について、事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、質問意見等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第 3 号は、承認されました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 4 号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の農用地利用集積計画</p>

<p>議 長</p>	<p>に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が、27筆34,554㎡ 畑が、1筆1145㎡です。内 農地中間管理事業分は、6筆7,729㎡です。内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>議案第4号は、承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、議案第5号 農用地利用配分計画について、事務局から詳細説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、次のとおり農地利用配分計画案について意見をもとめられたので審議していただくものです。配分計画の農地は、表のとおりです。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号農用地利用配分計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号議案は、承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第6号 農地利用状況調査による非農地の決定について事務局より提案願います。</p>

<p>事務局</p>	<p>農地法の運用についての規定により、議案書の非農地対象農地 254筆143,509㎡について、農地を農地法第2条第1項の規定する農地として該当しないものとしてよいか審議を求めます。詳細は一覧のとおりです。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号農用地利状況調査による非農地の決定について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号議案は、承認されました。</p> <p>本日の議事は、これですべて終了します。</p> <p>議長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>

--	--